

大阪市立三国小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年5月6日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子どもを育む」ために「三国小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 「いじめを絶対に許さない」ことを教職員が共通理解し、児童への指導にあたる。
- ② 「いじめに関するアンケート」を行う等、未然防止・早期発見に努める。
- ③ 家庭・地域と連携し、校外での情報も収集する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善を行う。

- ①全学年で授業研究に取り組み、授業力の向上に努めるとともに「わかる授業」を構築する。
- ②児童の実態に合った研修を実施し、資質の向上を図る。
- ③国語科・算数科において、3年生以上の学年で習熟度別少人数授業を実施し、児童一人一人にきめ細かい指導を行う。

(2) 児童の自己有用感・自己肯定感を高める。

- ①たてわり班による異学年での活動を行うことで、友だちを思いやる態度を育てる。
- ②係や当番、委員会活動、児童会活動を通して、身の回りの環境や仕事に関心をもち、自分や友だちのよさに気づき、活かそうとする態度を育てる。また、学校生活をよりよくしようとする態度を養うとともに、人の役に立つ喜びや、学級・学校の一員であるという安心感を育てる。

③キャリア教育に取り組み、キャリアパスポート等を活用して、夢や希望をもち、人の役に立つ人間になろうと思う心を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①計画的にいじめについて考える機会を設け、「いじめは絶対に許されないもの」という雰囲気を広める。
- ②道徳教育や「三国小学校人権教育年間計画」を作成し、計画に基づいて実践を行う。
 - ・命の大切さや互いを思いやることの大切さに気づく。
 - ・いじめを絶対に許さない気持ちを育てる。
 - ・「傍観者」もいじめに加担していることに気づく。
 - ・情報モラルに関する意識を高める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①月に一度、各学年の児童の様子について情報交換し、共通理解を図る。
- ②学期に一度「いじめに関するアンケート」を行い、結果を共有する。また、必要に応じて、問題点について児童から聞き取りを行う。
- ③気になる児童については、児童の変化をSKIP「いいところみつけ」に記録するとともに、随時聞き取りや家庭訪問を行う。
- ④スマートスクール次世代学校支援事業の「心の天気」「ダッシュボード」や「相談機能」などを活用して児童の課題に気づき、早急に対策がとれるようにする。
- ⑤学校で相談しやすい雰囲気を作るとともに、相談窓口などを児童に示し、児童が一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないようにする。
- ⑥児童や保護者より相談や訴えがあった時や外部からの通報があった時、いじめと疑われる行為を発見した時は、管理職に報告する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案を発見した時は、すみやかに管理職並びに生活指導部長に報告する。学校は「対策委員会」（緊急会議）を立ち上げる。
- ②「対策委員会」（緊急会議）で、指導・支援体制を組み、教職員全体で共通理解を図る。
- ③いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

<いじめられた児童に対して>

- ・徹底して守ることを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童が信頼できる人（家庭・地域等）と連携し、寄り添い、支える体制を作る。
- ・心のケアが必要な場合、本校に勤務するスクールカウンセラーと連携を図る。
- ・必要に応じて、「こども相談センター」などの外部機関と連携を図る。

<いじめた児童に対して>

- ・いじめに発展した経緯を丁寧に聞き取る。
- ・自分の行動を振り返り、二度と友だちを傷つけることのないように指導する。
- ・必要に応じて、「こども相談センター」などの外部機関と連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 対策委員会

【構成】 校長、教頭、教務主任、生活指導部長、養護教諭、人権教育主担、当該学年
※事案に応じて、SC, SSW, 特別支援担当、外国人教育担当等を加える。

【役割】

- ・月1回「対策委員会」（生活指導部会）を行い、いじめの疑いに関する情報の収集や記録・共有を行う。
- ・関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【調査等】

- ① いじめに関するアンケート調査（児童対象） 年3回
- ② いじめに関するアンケート調査（保護者対象） 年2回

【研修会】

- ・月1回の児童理解研修会
- ・指導部または、教育センター主催の研修の伝達研修

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校での取組や児童の様子などを、ホームページや学校だよりなどで情報発信する。
- ②学校協議会へ学校の取組を伝え、協力体制をつくる。

(3) 取組内容の検証

- ①「運営に関する計画」の「安全・安心な教育環境の実現」の視点での取組結果を評価し、改善を図る。
- ②実施したアンケート結果を分析し、全教職員での共通理解を図り、未然防止の推進・再発防止について改善を探る。

7. 重大事案への対処

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等
- ① 上記のような重大事態が生じた場合は、速やかに、教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ② 「対策委員会」が中心となって、誠意ある対応に努める。
 - ・窓口の一本化を図る。
 - ・事実関係の明確化に努める。
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

